

# 実はこの事業団の廃止と類似した事例があります

## 財 政 かわさき港コンテナターミナル株式会社 損失補償協定事件

(川崎市)

1 市が第三セクターの借入債務について金融機関との間で締結した損失補償協定が、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条に違反し、私法上無効であると判断された事例。

横浜地裁 平成 18 年 11 月 15 日判決  
損害賠償請求権行使請求事件  
平成 17 年 (行ウ) 第 28 号  
却下・棄却・確定

財政援助法3条では「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の責務については保証契約することができない」と規定している。

## 神奈川県内の損失補償等の例

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」より抜粋

事 項	限 度 額 (単位：千円)
(財) 神奈川県厚生福利振興会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	1,870,919
(財) かながわ廃棄物処理事業団の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	借入限度額 8,624,880 千円の元利償還金 (利率年 6 パーセント以内) その他弁済すべき債務及び損害金の合計額の 3 分の 1 の金額
(社) 神奈川県農業公社の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	498,094
(株) 神奈川食肉センターの資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	819,004
(株) 日本政策金融公庫が (社) かながわ森林づくり公社に貸し付けた造林資金貸付金損失補償 (名称変更)	貸付金 12,700,493 千円の元利償還金 (利率年 6.5 パーセント以内) 及びこれに係る遅延損害金相当額
(財) 神奈川県産業振興センター設備貸与事業費損失補償 (名称変更)	4,160,000
神奈川県住宅供給公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する損失補償	162,091,132
神奈川県道路公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証	27,972,677